

# 独立保証報告書



オムロン株式会社 殿

ビューローベリタスジャパン株式会社(以下、ビューローベリタス)は、オムロン株式会社(以下、オムロン)の委嘱に基づき、オムロンによって選定されたサステナビリティ情報に対して限定的保証業務及びレビュー業務を実施した。この保証報告書は、以下に示す業務範囲内に含まれる関連情報に適用される。

## 選定情報

限定的保証業務における我々の業務範囲は、オムロンコーポレートサイト(以下、Web サイト)内の「ESG データ」ページに記載された、又は内部管理を目的としてオムロングループの内部で報告された、2023年4月1日から2024年3月31日までの期間の、以下の情報(‘選定情報’)に対する保証に限定される。

- 1) 国内及び海外のオムロングループ 90 拠点の事業活動に伴う、温室効果ガス排出量(CO<sub>2</sub>、CH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>O、HFC、PFC、SF<sub>6</sub>、NF<sub>3</sub>)  
但し、OMRON DALIAN CO., LTD. における生活用途の電力の使用に伴うエネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出は対象外。
- 2) 国内及び海外のオムロングループ 29 拠点の事業活動に伴う水使用量、排水量
- 3) 国内及び海外のオムロングループ 59 拠点の事業活動に伴う廃棄物排出量、廃棄物最終処分量、有害廃棄物排出量、有害廃棄物最終処分量  
但し、‘有害廃棄物’の対象範囲は、法規制を考慮してオムロンが定義したものである。
- 4) 国内及び海外のオムロングループ 28 拠点の事業活動に伴う VOC 取扱量、大気への VOC 排出量
- 5) 国内及び海外のオムロングループ 90 拠点において購入または創出された再生可能エネルギー量
- 6) GHG protocol Corporate Value Chain (Scope 3) Accounting and Reporting Standard に基づいて算定及び報告されたスコープ 3 排出量のうち、カテゴリ 1, 2, 3 の排出量  
但し、各カテゴリにおける算定範囲はオムロンの決定に基づく。
- 7) 売上高 CO<sub>2</sub> 生産性(売上高/グローバルの生産拠点のエネルギー使用による CO<sub>2</sub> 排出量)

レビュー業務における我々の業務範囲は、Web サイト内の「ESG データ」ページに記載された、2023年4月1日から2024年3月31日までの期間の、以下の情報(‘選定情報’)についての確認に限定される。

- 1) 2023 年度に販売した製品・サービスの使用に伴う CO<sub>2</sub> 排出抑制貢献量  
但し、算定対象範囲と算定方法はオムロンの決定に基づく。

## 報告規準

Web サイト内に含まれる選定情報は、Web サイトに記載された報告規準と共に読まれ理解される必要がある。内部管理を目的としてオムロングループの内部で報告された選定情報は、オムロンによって策定された内部報告規準と共に読まれ理解される必要がある。

## 限定と除外

以下に関する情報のいかなる検証も、我々の業務範囲からは除外される。

- ・定められた検証期間の外での活動
- ・‘選定情報’として挙げられていない、Web サイト内の他の情報

限定的保証は、リスクに基づいて選択されたサステナビリティデータのサンプルと、これに伴う限界に依拠して

いる。この独立報告書は、存在するかもしれないすべての誤り、欠損、虚偽表示を検出するための根拠とされるべきではない。

## 責任

Web サイト内の選定情報の作成と提示は、オムロン単独の責任である。

ビューローベリタスは Web サイト又は報告規準の作成に関与していない。我々の責任は、以下の通りである。

- ・保証業務の実施により、選定情報が報告規準に準拠して作成されたかどうかについて、限定的保証を行うこと
- ・レビュー業務の実施により、選定情報の信頼性と正確性について評価を行うこと
- ・実施した手続きと入手した証拠に基づいて、独立した結論を形成すること
- ・我々の結論をオムロンに報告すること

## 評価基準

我々は、International Standard on Assurance Engagements (ISAE) 3000 (Revised), Assurance Engagements Other than Audits or Reviews of Historical Financial Information (Effective for assurance reports dated on or after December 15, 2015) 及び ISO14064-3(2019): Greenhouse gases - Part 3: Specification with guidance for the verification and validation of greenhouse gas statements に準拠して保証業務を実施した。

我々は、ビューローベリタスが定めるサステナビリティ報告に対する第三者レビューの手順を用いて、レビュー業務を実施した。

## 実施した業務の概要

我々の独立した検証の一環として、我々の業務には以下が含まれる。

1. オムロンの担当者へのインタビューの実施
2. 用いられた想定の評価を含む、選択された情報をまとめるために使用されたデータの収集及び集計プロセスと、データの対象範囲及び報告範囲の確認
3. オムロンによって提供された文書による証拠の確認
4. 定量的なデータの集計と分析のためのオムロンのシステムの確認
5. リスクに基づいて選定された以下の 4 箇所の現地訪問審査の実施による、データの源流を遡ってのサンプルの検証
  - ・オムロン株式会社 本社
  - ・オムロン株式会社 綾部事業所
  - ・オムロン リレーアンドデバイス株式会社 武雄事業所
  - ・Omron Healthcare Manufacturing Vietnam Co., Ltd.
6. 選定情報についての集計計算の再実施
7. 業務活動の変化、買収及び譲渡を考慮した、選定情報の前年値に対する比較

限定的保証業務で実施される手続は、合理的保証業務よりもその種類と時期が多様であり、その範囲が狭い。その結果、限定的保証業務で得られる保証の水準は、合理的保証業務が実施されていたなら得られたであろう保証よりも相当に低い。

## 検証された温室効果ガス排出量

我々は、ISO14064-3(2019)の要求事項に従って、温室効果ガスの検証を実施した。  
オムロンによって作成された温室効果ガスに関する主張において検証されたデータは、以下の通りである。

	温室効果ガス 排出量 [t-CO <sub>2</sub> e]	算定範囲
スコープ 1	3,727	国内及び海外のオムロングループ 90 拠点の事業活動に伴う、温室効果ガス排出量(CO <sub>2</sub> 、CH <sub>4</sub> 、N <sub>2</sub> O、HFC、PFC、SF <sub>6</sub> 、NF <sub>3</sub> ) 但し、OMRON DALIAN CO., LTD. における生活用途の電力の使用に伴うエネルギー起源 CO <sub>2</sub> 排出は対象外。
スコープ 2 (マーケット基準)	74,702	
スコープ 3 (カテゴリー1, 2, 3)	2,412,928	GHG protocol Corporate Value Chain (Scope 3) Accounting and Reporting Standard に基づいて算定及び報告されたスコープ 3 排出量のうち、カテゴリー1, 2, 3 の排出量。但し、各カテゴリーにおける算定範囲はオムロンの決定に基づく。

スコープ 3 排出量の内訳は以下の通り。

カテゴリー1: 2,169,811 t-CO<sub>2</sub>e | カテゴリー2: 116,944 t-CO<sub>2</sub>e | カテゴリー3: 126,173 t-CO<sub>2</sub>e

## 結論

上述した我々の方法と活動に基づき、

- ・選定情報が、報告規準に従って適切に作成されていないことを示す事項は、すべての重要な点において認められなかった。
- ・オムロンは、我々の業務の対象範囲における定量的なデータについて、収集・集計・分析のための適切な仕組みを構築していると考えられる。

## 独立性、健全性及び能力の表明

ビューローベリタスは、190 年以上の歴史を有する、品質・環境・健康・安全・社会的責任に特化した独立の専門サービス会社である。保証チームは、環境・社会・倫理・健康及び安全の情報・システム・プロセスに対する検証の実施において幅広い経験を有している。

ビューローベリタスは、世界的に認められた品質管理基準の要求事項に適合する品質管理システムを運用しており、従って我々が ISQM 1 & 2<sup>1</sup>と同等であると考えられる倫理的な要求事項、専門的な基準、品質レビュー及び適用可能な法規制上の要求事項への適合に関する文書化された方針や手順を含む、品質管理の包括的なシステムを維持している。

ビューローベリタスは、従業員が日々の業務活動において、誠実性、客観性、専門的な能力と配慮、機密保持、専門家としての態度、及び高い倫理基準を維持することを確実にするために、IFIA の要求事項<sup>2</sup>を満たす倫理規程を、業務全体に対して実施し適用している。我々はこれを IESBA 規定<sup>3</sup>の要求事項と同等であると考えている。

ビューローベリタスジャパン株式会社  
横浜市中区日本大通 18 番地  
2024 年 6 月 24 日

<sup>1</sup> International Standard on Quality Management (国際品質マネジメント基準) 1 & 2

<sup>2</sup> International Federation of Inspection Agencies (国際検査機関連盟) - Compliance Code - Third Edition

<sup>3</sup> International Ethics Standards Board for Accountants (国際会計士倫理基準審議会) 発行の Code of Ethics for Professional Accountants